佐 農 政 第 1937 号 令 和 7 年 10 月 7 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐伯市長 冨高国子

市町村名		佐伯市			
(市町村コード)	(44205)				
	蒲江地区				
地域名 (地域内農業集落名)	1 蒲江(小向、小蒲江、猪串、河内、蒲江、屋形島、深島)、 2 名護屋(波当津、葛原、丸市尾、越田尾、森崎、野々河内)、 3 上入津(楠本、畑野浦、尾浦)、 4 下入津(元猿、高山、河内西、河内東、西野浦西、西野浦中村、西野浦東、西野浦仲川原、西野浦洲の本)				
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年10月3日			
		(第 4 回)			

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

# 1 地域における農業の将来の在り方

# (1) 地域農業の現状及び課題

## <現状>

# 【1名護屋】

海辺の比較的温暖な気候を活かし、認定農業者及び認定新規就農者、法人による、いちご、きく、ハウスみかんを中心とした施設園芸、集落営農組織体による早期米の栽培が盛んに行われている。

#### 【2蒲江】

海辺の比較的温暖な気候を活かし、認定農業者による、いちご、きくを中心とした施設園芸、企業体による果樹の栽培が行われている。

#### 【3下入津】

柑橘や施設園芸が行われているが、小規模の畑が点在し、大規模農家は不在で担い手となる人物が不足している。

### 【4上入津】

企業参入によるレモンの栽培が盛んであり、新規就農者の受け入れも積極的に行っている。

# <課題>

地域によっては農業者が70歳以上が中心であり、後継者が未定であるため、今後新たな農地の受け手の確保 が必要。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

海辺の比較的温暖な気候を活かし、引き続きいちご、きく、ハウスみかん、果樹(柑橘)を推進していく。

#### 【名護屋】

大分県における大規模園芸団地整備の推進により、新たな企業の参入を呼びかけていく。

2	典業	$+ \omega$	利田が	行われ	ス農	田州生	の区域
_	辰禾.	エい	かりカカル	114ノイレ	るん	ᇤᄳᅑ	ひとり

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		124 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	124 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲	ま、別添地図のとおり
------------------------------	------------

農業振興地域を基本とし、その周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業者、法人への農地の集積・集約化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手がいなくなった農地については農地中間管理機構を活用し集積を進める方針とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金事業を活用し、計画的な水路や農道などの施設の長寿命化のための補修や更新に努め
්තිං වේදා
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
保全組織、自治会、法人等と協力し地域の農地を守っていく。
法人の後継者としては、現役員や構成員の家族を中心に育成していく方針とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
法人や担い手の体制の状況によっては作業委託も検討する方針とする。
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等
□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】
①について
鳥獣被害防止対策として、草刈り等によるいのししの巣窟を減らし、電気柵を設置することで被害を最小限にで
きるよう努める。  ⑤について
温暖多湿な気候と、日照時間が比較的長い環境を活かし、柑橘類の生産や産地づくりに向けた取組を行う。
温波を強めた。 (7・8)について
保全組織の活動を中心に農道や用排水路など農業用施設の適正な維持管理を行う。